

業界で最高レベルの補償

盗難補償付き バイクローン

車両盗難^{※1}補償支払限度額

200万円^{※2}

車両盗難補償

支払限度額: **200万円**

(縮小支払割合: 80%、免責金額: 0万円)

補償回数: 補償期間中
1回限り^{※3}

パーツ盗難補償

支払限度額: **20万円**

(縮小支払割合: 100%、免責金額: 1万円)

補償回数: 支払限度額内で
あれば何度でも
補償^{※3}

鍵穴いたずら補償

支払限度額: **10万円**

(縮小支払割合: 100%、免責金額: 1万円)

補償回数: 支払限度額内で
あれば何度でも
補償^{※3}

タイヤパンク補償

支払限度額: **3万円**

(縮小支払割合: 100%、免責金額: 0万円)

補償回数: 補償期間中
1回限り^{※4}

※1 ハンドルロック、ホイールロック(U字型のロック等)その他これらと同等以上の機能を有する物のいずれかが施錠されている間に行われた盗難。

※2 車両本体の盗難に関する支払限度額は「200万円」もしくは「損害額×80%」のいずれか低い額。




※3 車両盗難による破損または汚損、パーツ盗難補償及び鍵穴いたずら補償については、補償期間に支払った保険金額が補償期間中の支払限度額に達するまでは補償は消滅せず、「支払限度額-支払保険金額=残支払限度額」となり、支払限度額が既支払保険金額分減額され、補償は継続されます。ただし、補償期間は当初の納車日より1年間で変更はありません。

※4 装着中のタイヤパンク(ただし修理不能によるタイヤ交換のみ対象)

補償期間: 納車から1年

盗難補償付きバイクローン 補償の対象となる盗難事故

保険金のお支払いできる事例

事故事例		支払保険金算出計算	支払金額
 <p>Case A</p>	<p>自宅駐車場に施錠して駐車していたところ、車両価格(税込)200万円の二輪自動車が盗難にあった。</p> <p><支払限度額> 200万円 <補償回数> 期間中1回限り *この場合、車両盗難補償は消滅します。(パーツ盗難補償と鍵穴いたずら補償は継続します。)</p>	<p>200万円×80%= 160万円≤200万円</p>	160万円
 <p>Case B-1</p>	<p>ちょっと目を離した隙に、8万円相当のマフラーだけが盗難された。</p> <p><支払限度額> 20万円 <補償回数> 期間中何度でも(支払限度額内に限ります)</p>	<p>8万円-1万円(免責)= 7万円≤20万円</p>	7万円
 <p>Case B-2</p>	<p>上記の事故の後、駐車場に施錠して駐車していたところ、鍵穴のいたずら被害で5万円相当の補修費がかかった。</p> <p><支払限度額> 10万円 <補償回数> 期間中何度でも(支払限度額内に限ります)</p>	<p>5万円-1万円(免責)= 4万円≤10万円</p>	4万円
 <p>Case B-3</p>	<p>上記の事故の後、自宅駐車場に施錠して駐車していたところ、車両価格(税込)200万円の二輪自動車が盗難にあった。</p> <p><支払限度額> 189万円(200万円-7万円-4万円) <補償回数> 期間中1回限り *この場合、車両盗難補償は消滅します。(パーツ盗難補償と鍵穴いたずら補償は継続します。)</p>	<p>200万円×80%= 160万円≤189万円</p>	160万円

* ハンドルロック、ホイールロック(U字型のロック等)その他これらと同等以上の機能を有する物のいずれかが施錠されている間に行われた盗難。
 * 車両本体の盗難に関する支払限度額は「200万円」もしくは「損害額×80%」のいずれか低い額。
 * パーツ盗難補償および鍵穴いたずら補償については支払限度額の内枠払いのため、補償限度額から支払保険金額を引いたものが残支払限度額となり補償が継続されます。
 補償期間: 納車から1年

保険金のお支払いできない事例



盗難発生後60日以内に覚知することができなかった盗難による損害。



ハンドルロック、ホイールロックのいずれも施錠していない間に盗難にあった。



付属品[※]のみの盗難
 ※ヘルメット、チェーン、カーゴボックスなど

タイヤパンク補償について



	支払補償金算出計算	支払金額
<p>走行中にタイヤがパンクしたため、購入店でタイヤ交換(3万円)を行った。</p> <p><支払限度額> 3万円 <補償回数> 期間中1回限り *この場合、タイヤパンク補償は消滅します。(車両盗難補償とパーツ盗難補償、鍵穴いたずら補償は継続します。)</p>	<p>3万円=3万円</p>	3万円

<補償金がお支払いできないケース> タイヤの交換を、購入店もしくは指定の修理工場以外で実施した場合、または修理可能な損傷だった場合は補償金をお支払いできません。

補償期間: 納車から1年